

決議第 6 号

香芝市文化施設条例の解釈を明確に示す決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成 4 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 1 項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

提 出 者

香芝市議会議員

木 下 充 啓

賛 成 者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

下 村 佳 史

中 谷 一 輝

芦 高 清 友

眞 鍋 亜 樹

香芝市文化施設条例の解釈を明確に示す決議（案）

香芝市文化施設条例（平成１９年６月２６日条例第１５号）（以下「本件条例」という。）の解釈を明確にすることを目的として、以下のとおり、決議する。

本件条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項に基づいて制定されたものである。

本件条例第１条は、その目的として「市民の文化芸術活動及び生涯学習活動の促進に寄与するため、香芝市文化施設（以下「文化施設」という。）を設置する。」と規定する。すなわち、本件条例により促進される文化芸術活動及び生涯学習活動の主体は香芝市民であることは明らかである。

したがって、本件条例により市長に授権された事項は、香芝市民の文化芸術活動及び生涯学習活動の促進に寄与するためのものに限られ、市長が香芝市民以外の者それらの活動を促進するために本条例第１条に規定する文化施設を設置又は管理することは、その権限外の行為であり、違法である。

また、本件条例第１３条は文化施設の利用料金について規定するが、本件条例の前記目的に照らせば、同条にいう「利用者」とは香芝市民のことをいうことは明らかである。それにもかかわらず、現状において、市長が香芝市民以外の者に文化施設を利用させ、利用料金その他何らの名称をもってするとを問わず使用料を徴収していることは、その法的根拠がなく、違法である。

仮に、市長が、香芝市民以外の者にも文化施設の利用を許容することなど、現行の本件条例第１条に規定する目的以外の文化施設の設置又は管理をすることが香芝市民にとって有益であり、公益に資すると考えた上で、それを実行するのであれば、事前に本件条例の改正等の所要の措置を講じなければならないことは当然である。

現状において、所要の措置を講じることなく違法に執行され続けている市長による前記各事務の実態は、行財政の基本原則たる受益者負担の原則及び法律に基づく行政の原理を逸脱するものであるから、本件条例の解釈を改めて明確に示すとともに、市長その他の執行機関の法務能力の向上の必要性があることを付言する。

以上、決議する。

令和４年　月　　日

香 芝 市 議 会

【関連資料】

香芝市ホームページには、以下のように受付時の「注意」が掲載されている。

受付開始日のご注意

受付は9：00より開始し、利用希望日が重複した場合、市内の方を優先に受付を行いません。

以降は利用申込先着順にて受付を行います。

※ それぞれ利用希望日が重なる場合は抽選になります。

※ 1つの催し物につき、1団体（又は1名）のみの受付とさせていただきます。